

令和 8 年度

第 2 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

期日 令和 8 年 6 月 4 日（木）

場所 熊本市健康センター新町分室 2 階 多目的室

令和8年度 第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

開 催 日 時 令和8年6月4日（木曜日） 9時30分から

開 催 場 所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

理 事 定 数 10名

出 席 理 事 9名

萱野 晃	吉村 芳策	鳥崎 一郎	村山 寛
多門 文雄	塘林 敬規	原 清美	中川 和徳
神永 修一			

途 中 参 加

多門 文雄 ※議案第1～2号議案採決前に参加

途 中 退 席

塘林 敬規 ※議案第10号議案採決前に退席

欠 席 理 事 0名

欠 員 1名

出 席 監 事 2名

荒木 紀代子 吉井 壮馬

欠 席 監 事 0名

議事録署名人 萱野 晃 荒木 紀代子 吉井 壮馬

議事録作成者 中川 和徳

議 題

- 議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度事業報告について
- 議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度決算報告について
- 議案第 3 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会副会長の選定について
- 議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について
- 議案第 5 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について
- 議案第 6 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について
- 議案第 7 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の育児休業等に関する規程の一部改正について
- 議案第 8 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正について
- 議案第 9 号 令和 8 年度第 2 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について
- 議案第 10 号 養護老人ホームの運営方針について
- 議案第 11 号 訪問介護事業所の運営方針について

報 告

- 報告第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について
- 報告第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について
- 報告第 3 号 令和 7 年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について

※各議題における特別の利害関係 無し

《議事の経過とその要旨》

大淵主査より開会宣言。萱野 晃 会長挨拶の後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第 30 条第 1 項の規定により議長を選出。中川 和徳 常務理事より 萱野 晃 会長を議長にとの意見があり、他に意見がなかったため、萱野 晃 会長が議長に就任した。

議長は、早速、事務局に出席者の報告を求めたところ、事務局より定数 10 名、現員数 9 名中、出席者 8 名、途中参加予定 1 名であり、定款第 31 条第 1 項の規定により理事会が成立する報告がなされた。続けて、議長は、定款第 32 条第 2 項の規定により、荒木 紀代子 監事、吉井 壮馬 監事を議事録署名人に指名し、直ちに議事の審議に入った。

議 長

それでは、これより議事に入りますけれども、議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度事業報告と議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度決算報告については関連がございますので、一括してご審議いただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長
地域福祉部長
生活支援部長
総務部長
総務課長

【議案第 1 号～第 2 号 事業報告書（資料 1-1、資料 1-2）及び決算書（A3 横版 説明資料）に基づき説明】

議 長

ここで、監事による監事監査報告をお願いいたします。

荒木監事

去る 5 月 28 日（木）午前 10 時から、市社協の大会議室にて、中川常務理事の立会いのもと、吉井監事と私、荒木で、令和 7 年度の監査を行いました。私のほうからは、事業監査の結果について簡単にご報告いたします。

事業は、順調かつ熱心に進められており、地域共生社会の実現に向けてしっかりと取り組まれていることを確認いたしました。その中で、私から数点要望をお伝えしました。

1 点目は事業のスクラップ・アンド・ビルドについてです。新しい事業を立ち上げる際には、限られた予算やマンパワーの中で効率的な運営を図るためにも、同時に既存の事業を整理・縮小していくことも検討していただきたいと思います。

2 点目は情報力のさらなる強化についてです。令和 7 年度も強化に努められたことで様々な成果が出ていますが、今後は特に医療分野との連携をさらに深め、より

一層の情報発信に努めていただきたいとお伝えしております。

吉井監事

私からは、会計部門についてご報告いたします。

先ほど説明のあった総括表や貸借対照表等を確認させていただきましたが、経営面での様々な工夫や努力が見られ、法人全体として健全に運営されていることを把握いたしました。また、ご準備いただいた通帳や元帳等もポイントを絞って確認いたしました。また、ご準備いただいた通帳や元帳等もポイントを絞って確認いたしました。また、いずれも適正に管理されていることをご報告いたします。

議 長

ただいま、事務局説明と監事監査の報告がございましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。

議案第1号及び議案第2号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

【承 認】 鳥崎 村山 塘林 神永 吉村 中川 原

【不承認】 多門

議 長

ありがとうございます。賛成多数ということで承認されました。

なお、両議案については、後日開催の評議員会へ提出いたします。

議 長

それでは次に、議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会副会長の選定について事務局より説明をお願いします。

事務局長

【議案第3号 議案書5～6ページ及び評議員候補者推薦書に基づき説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたら、お願いいたします。

原理事

副会長の選定は、これまでの慣例ではどのようなになっていたのでしょうか。

事務局長

これまでは、行政とのパイプ・関係を重要視し、行政から推薦された方を選定していました。ご承知のとおり、これまでは前・林健康福祉局長に副会長としてご尽力いただきました。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたように、これまでの経緯を考えると、今回は行政より健康福祉局長である吉村理事が選任されています。

副会長には、吉村理事を選定してはいかがでしょうか。

(質疑・意見等なし)

議 長

それでは、他にご意見等なければ、採決いたします。吉村理事を、副会長に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。
全会一致でございますので、副会長は吉村理事に決定いたしました。
それでは、吉村理事一言ご挨拶をお願いいたします。

吉村理事

(吉村理事挨拶)

議 長

それでは次に、議案第４号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について事務局より説明をお願いします。

事務局長

【議案第４号 議案書 7～9 ページ及び当日配布資料「評議員候補者推薦書」に基づき説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。
議案第４号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。
全会一致でございますので、議案第４号は承認されました。
なお、本議案につきましては、後日開催の評議員選任・解任委員会へ提出いたします。

議 長

それでは次に、議案第５号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正についてから議案第８号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員の就業に関する規程の一部改正につきましては、諸規程関係の改正となりますので、一括してご審議いただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	【議案第 5 号～議案第 8 号 議案書 10～18 ページに基づき説明】
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。 (質疑・意見等なし)
議 長	ご質疑がなければ採決いたします。 議案第 5 号から議案第 8 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。 (承認理事挙手)
議 長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第 5 号から議案第 8 号は承認されました。
議 長	それでは次に、議案第 9 号 令和 8 年度第 2 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	【議案第 9 号 議案書 19～20 ページに基づき説明】
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。 (質疑・意見等なし)
議 長	ご質疑がなければ採決いたします。 議案第 9 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。 (承認理事挙手)
議 長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第 9 号は承認されました。
議 長	それでは、議案第 10 号 養護老人ホームの運営方針について事務局より説明をお願いします。
事務局長	【議案第 10 号 議案第 10 号資料（当日配布）に基づき説明】
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

鳥崎理事	今後の方針の確認ですが、1年間を目途とする譲渡先の決定の有無にかかわらず、委託業務自体は今年度末で終了するという認識でよろしいでしょうか。
事務局長	今回の理事会と評議員会の議決を経て契約する予定ですので、期間は契約締結の日から1年間となり、年度をまたぐ形になります。
鳥崎理事	事業を廃止すれば補助金の返還債務が発生しますが、今回の事業譲渡は、そうした将来的な債務も含めて引き継ぐということでしょうか。譲渡先が事業を継続している間は債務は発生しませんが、万一やめることになった場合は債務が発生する、という条件も含めての譲渡になるのか伺います。
事務局長	仮に譲渡が成立して養護老人ホームの経営を継続していただければ返還義務は生じませんが、将来的に事業形態の変更などがあれば、場合によっては補助金の返還が発生します。これに関しては、譲渡先が見つかった段階でM&A仲介業者なども交えて情報を共有しますので、あくまでそのリスクを理解したうえで譲渡先が判断することになります。
鳥崎理事	事業譲渡にあたっての金額の算定や、大体の目安がいくらくらいになるかといった具体的な検討は、これから進めていくのでしょうか。
事務局長	正確な数字はまだ出ておりませんが、契約予定の会社と話をする中で、適正価格での譲渡に向けてどれくらいの評価があるか探っているところです。今のところ、配布資料にも例としてお示ししているとおり、3億円程度の評価が得られる見込みだと聞いております。
鳥崎理事	その評価額を算定する際に、先ほど申し上げた「将来事業をやめることになった場合の債務」は、何らかの形で金額に反映されるのでしょうか。
事務局長	説明が不足しており失礼いたしました。以前は無償譲渡のお話もしましたが、M&Aを介して譲渡する場合は適正価格での売買となるため資産評価が必要になります。仮に3億円で売買が成立すれば3億円の収入となりますが、有償譲渡となるため今度は私どもに約2億2千万円の補助金返還義務が発生いたします。ただ、今のところ約3億円の評価をいただいておりますので、この収入で返還への対応は可能と考えております。ここからさらに成功報酬なども発生いたしますが、現時点ではこのような見通しです。
議 長	通常であれば、今後の方針を決めることと譲渡先を選ぶための契約は別々に考える方法もあるかと思います。しかし、先ほどの決算でもお話ししたとおり、年間数千万円の持ち出しが出ている状況ですので、一刻も早く取り掛かりたいという思いがあります。社協としては初めての契約となりますが、そうした事情から契約先や

契約方法も含めて本日ご提案させていただきました。

多門理事

14年間理事を務めておりまして、これまでの経緯は概ね頭に入っております。当施設は平成26年から12年間赤字が続いており、今年も2,300万円の赤字を計上しています。昨年の中小企業診断士の調査でも「存続の理由がない」という厳しい結果が出された中、今回の事業方針は深く研究されており、何としてもこの問題に結末をつけなければならないと痛感しています。

そもそもこの問題は、旧植木町との合併以来、市社協がしわ寄せを受け続けているものです。生活困窮や環境不全などにより、本来入所すべき要介護1、2の対象者は大勢いるはずですが、定員50名に対して25名しか入所させない熊本市の審査体制はおかしいと言わざるを得ません。他の施設に関しても3分の2程度しか入所しておらず、入所者が増えることによる市側の財政負担を懸念して、必要な予算を削減し、施設側にしわ寄せを押し付けているように思えます。

市社協の本分は、すべて市民や生活困窮者のための福祉事業です。数億円の補助金返還という潜在的な負債の話もありますが、理事の皆様方にもこうした背景をご理解いただき、市社協の組織運営を身軽にした上で、本来の事業を活発化できるようご協力をお願いいたします。それが私の願いです。

吉村理事

多門理事から大変貴重なご意見、しかと受け止めております。私は北区役所の区民部長時代から愉和荘に注目しており、健康福祉局の総括審議員となつてからの2年間も、現地を確認しながらこの問題に関わってまいりました。健康福祉局といたしましても、これは市社協だけの問題ではなく、局全体の最重要課題として捉え、市社協の会長や常務とも議論を重ねてきたところでございます。

お話のとおり、熊本市全体における養護老人ホームのあり方というものは、決して容易な問題ではございません。特効薬のような解決策はございませんが、今回ご提案の実績ある専門事業者へのM&Aによる譲渡は、非常に有効な選択肢の一つであると熊本市としても考えております。補助金返還など法的な規制もあり一筋縄ではいきませんが、入所者の方々の生活を守るためにも廃止ではなく譲渡を最優先に目指すべきでございます。熊本市としてもこの方針を全面的にバックアップしており、賛成の立場でございます。今後も皆様のご意見を伺いながら、市の福祉行政としてもしっかりと取り組んでまいります。

多門理事

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長

多門理事からお話がありましており、今後は熊本市と市社協が一体となり、解決に向けて緊密に連携しながら進めていきたいと考えております。

鳥崎理事

譲渡先を探すにあたっての確認ですが、敷地は市の土地だと思いますが、建物についても市の所有だったのでしょうか。

事務局長	建物については本会が所有しておりますが、土地は熊本市の所有となります。今後の土地の扱いにつきましては、まだ決定事項ではございませんが、基本的には譲渡先に土地の所有権も移転していく方向になるのではないかと考えております。ただ、これに関しては熊本市が判断していく事柄ですので、現時点ではそこまで詳細には詰めておりません。
鳥崎理事	今回の事業譲渡にあたっては、固定資産税の減免措置など、市側からの有利な税制上の取り扱いや財政的支援についても十分に検討していただきたいと考えております。円滑かつ円満に手続きを進めるためには、今後様々な面での配慮が必要になってくるかと思っておりますので、熊本市におかれましては手厚いご支援をよろしくお願いいたします。
原理事	補助金の返還先は熊本県および熊本市であり、土地は熊本市、建物は市社協の所有であると認識しております。この建物を譲渡先へ売却し、解体する場合、建物には約 3 億円の評価額がついているとのことですが、当該金額で売却が進んだ場合、補助金の返還や譲渡にかかる諸経費、成功報酬等を差し引いたとしても、市社協として実質的な金銭的損失は発生しないという理解でよろしいでしょうか。
事務局長	今回の提案は、あくまでも養護老人ホームの経営そのものを譲渡するための相手方を選定していただくというものになります。金額面につきましては、現時点では確定的な数値ではございませんが、現在相談を進めている専門業者との協議の中では、敷地面積や建物の築年数などを加味した概算の試算として、約 3 億円の評価が見込めると聞いております。仮に 3 億円で売却できた場合、以前からの課題である約 2 億 2 千万円の補助金返還が発生したとしても、十分に相殺できるものと考えております。ここからさらに事業者への成功報酬などの諸経費は発生いたしますが、市社協として実質的な資金の持ち出しが発生しないような見通しのもとで手続きを進めております。
議 長	ご質疑がなければ採決いたします。 議案第 10 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。 (承認理事挙手)
議 長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第 10 号は承認されました。 尚、本議案については、後日開催の評議員会へ提出いたします。
議 長	それでは次に、「議案第 11 号 訪問介護事業所の運営方針について」事務局より説明をお願いします。

事務局長	【議案第 11 号 議案第 11 号資料（当日配布）に基づき説明】
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
多門理事	説明方針案にある訪問介護事業の廃止について、この方針のとおり進めるという理解で相違ないでしょうか。大変賢明なご判断だと思います。 私は今回の理事会が最後の出席になるかと思しますので、一言申し上げます。 民間事業所が乱立する現在の環境において、準公務員的な組織である市社協が訪問介護事業で黒字を出すことは極めて困難でございます。民間同士であってもヘルパーや利用者の獲得競争は激化しており、それを勝ち抜いた一部の事業所のみが生き残っているのが現状でございます。現に多くの事業所が休廃業に追い込まれています。私自身、ホームヘルパーを利用しておりますが、24 時間体制で重度障がい者を支える強い信念を持った民間事業所など、現場の創意工夫や厳しい実態を日々目の当たりにしております。 これまで市社協の経営陣や事務局の皆様も、懸命に経営改善に努めてこられました。その努力によって改善された点も多くございますが、組織の構造上、どうしても立ち行かなかったのがこの介護事業でございます。理事の皆様におかれましては、事務局が社協本来の地域福祉活動に注力できるよう、今後とも力強いお力添えをよろしくお願い申し上げます。
議 長	ご質疑がなければ採決いたします。 議案第 11 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。 （承認理事挙手）
議 長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第 11 号は承認されました。 尚、本議案については後日開催の評議員会へ提出いたします。
議 長	それでは、報告に移ります。 「報告第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について」ご報告させていただきます。
萱野会長	【報告第 1 号 議案書 23 ページに基づき報告】
議 長	ただいま、ご報告させていただきましたが、何かご質疑はございませんか。 （質疑・意見等なし）
議 長	それでは、「報告第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行

状況報告」について中川常務理事よりご報告をお願いいたします。

中川常務理事

【報告第2号 議案書24ページに基づき説明】

議長

ただいま、中川常務理事よりご報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議長

それでは次に、「報告第3号 令和7年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第3号 資料3および報告第3号資料（当日配布）に基づき説明】

当日の会議にご出席いただいた鳥崎理事から、一言ご意見やご感想をいただければと思います。

鳥崎理事

評価検証委員として、1年目は手探りながらも地域福祉推進部門を中心に議論を重ねました。

特に「校区社協行動計画」については、計画を形にするだけでなく、住民が地域の課題を出し合い、共に考える「策定・改定のプロセス」そのものを重視すべきだと発言いたしました。

また、全般的な意見として、現場の職員不足により地域に関わりきれていない現状を指摘しました。24あるブロックにそれぞれ1名ずつでも地域担当職員を配置できるよう、経営基盤を安定させ、予算の確保と人員増員に努めていただきたいと要望いたしました。

議長

ただいま、事務局および委員会に出席いただいた鳥崎理事から報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議長

それでは、続いてその他でございます。理事の皆様から、ご意見等ございませんでしょうか。

(連絡事項なし)

議長

事務局より何かございませんか。

事務局長

【熊本市社協福祉懇談会について案内】

議 長

それでは、これをもちまして議長の任を解かせていただきたいと思います。皆様
ご協力ありがとうございました。

(議長退席)

司 会

萱野会長には議長をお務めいただき、ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、令和8年度第2回理事会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。

閉会后、多門理事より、熊本市身体障害者福祉協会連合会の下部組織である「熊
本市身体障害者福祉協会」の会長改選に伴い、同協会の会長を退任した旨の報告が
あった。あわせて、今月28日に開催予定の当連合会総会をもって、連合会会長も退
任予定であるとの報告がなされた。

令和8年6月4日

会 長 _____ (印)

監 事 _____ (印)

監 事 _____ (印)